

さいたま市告示第 1286 号

さいたま市区民課窓口（一部）業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 業務名

さいたま市区民課窓口（一部）業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 アルティウスリンク株式会社
- (2) 住所又は事務所の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 7 月 21 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 8 月 1 日

5 委託する期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

各区役所区民課及び郵送請求処理センターで処理した各種証明書等の交付手数料

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所市民局区政推進部住民記録戸籍担当
- (2) 電話 048（829）1833